

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
作戦棟作戦室改修役務	防衛大臣承認	
	作 成	令和4年1月25日
	変 更	
	作成部隊等名	西部方面総監部防衛部システム通信課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する作戦棟内の作戦室改修（以下“本システム”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001（以下，“一般共仕”という。）による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する文書は、その仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

国等により環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）

2 製品に関する要求

2.1 適合認定

本システムにおいて，“国等による環境物品などの調達に関する法律”に規定されているものは、適合するものとする。

2.2 部品・材料・加工方法

部品、材料及び加工方法は、原則としてGLT-CG-C000001（以下，“電子共仕”という。）の2.1による。

2.3 構成

構成は表1によるものとする。

表1－構成

番号	品名	数量 ^{a)}	備考 ^{b)}
1)	映像入力増設		
-1	送信機（運用室 端末入力用）	4 式	ITF-7300
-2	送信機（操作室 端末入力用）	3 式	ITF-7300
2)	映像出力増設		
-1	55 型液晶モニタ	3 式	
-2	液晶モニタ用 天吊り金具	3 式	
-3	受信機（情報所 モニタ出力用）	3 式	ITF-7400

3)	有線マイク増設		
-1	グースネックマイクロホン	2 式	
-2	マイクスタンド	2 式	
4)	操作用タッチパネル増設		
-1	21.5 型液晶タッチパネルモニタ	1 式	
-2	タッチパネル CPU コントローラ	1 式	RC-9060-DVI
5)	天井スピーカおよびパワーアンプ更新		
-1	天井スピーカ	8 式	
-2	パワーアンプ	1 式	
注	^{a)} 規定の数量と異なる場合は、調達要領指定書による。 ^{b)} 内容が異なる場合は、調達要領指定書による。		

2.4 機能・性能・寸法

2.4.1 一般的事項

本システムの機能及び性能は、以下総合機能とする。

2.4.2 機能

各個別機能は、次による。

1) 映像入力増設

作戦室大型表示装置の映像入力系統において、運用室端末入力×4系統と操作室端末入力×3系統を増設すること。

2) 映像出力増設

作戦室大型表示装置の映像出力系統において、情報所モニタ出力×3系統を増設すること。さらに、55型液晶モニタ×3台を天吊り設置し、増設する情報所モニタ出力×3系統を表示できるように接続すること。

3) 有線マイク増設

作戦室大型表示装置のマイク入力系統において、情報所マイク入力×2系統を増設すること。さらに、手元スイッチ付きのマイクスタンドと組合せた有線式グースネックマイク×2台を使用できるように接続すること。

4) 操作用タッチパネル増設

情報所内にタッチパネルを新設し、作戦室大型表示装置へ接続することで既存タッチパネル同様の制御操作ができるようにすること。

5) 天井スピーカおよびパワーアンプ更新

作戦室大型表示装置に接続されている、作戦室内の既存天井スピーカ×8台および操作室内の既存パワーアンプ×1台を既存同等仕様の製品へ更新すること。

6) 情報所カメラ接続1系統の増設

作戦室大型表示装置の映像入力系統およびカメラ制御系統において、情報所カメラ接続×1系統を増設すること。さらに、既設の可搬用リモートカメラを使用できるように接続すること。

7) 作戦室周辺部屋への音声出力制御機能の追加

作戦室大型表示装置において作戦室の周辺部屋（運用室、調整室、情報所、総合幕僚調整室）へ出力する音声の接続構成を、現状の分配出力から個別出力に変更すること。さらに、音声出力シーンを5パターンまで切り替えて運用できるように既存デジタルミキサの設定を変更すること。

総合機能として、1)から7)の映像および音声制御操作ができるように、作戦室大型表示装置内のシステムプログラムの変更と既存タッチパネルの操作画面プログラムの変更を行うこと。

また、本システム納入後に作戦室大型表示装置の運用に問題がないよう全て確認すること。

3 その他の指示

4.1 秘密保全

- a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火器取扱い、作業用交通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入を禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立入を必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知りえた事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- d) 契約の相手方が第三者を従事させる場合は、契約相手方が第三者を従事させる場合の届出等について（通達）（防装官第5588号12.9.13）に基づき、所要の届出を実施するものとする。

4.2 官側の支援

- a) 駐屯地施設の利用
- b) 作業に必要な電力、用水などの無償提供
- c) その他、契約履行に必要な事項

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の各工程に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

4.4 その他

その他は、次による。

- a) 役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物は契約の相手方が処分するものとする。
- b) 本移設に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 本施設完了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物等の撤去を役務期間内に完了しなければならない。
- d) 工事に使用する電気等を部隊内において使用する場合は、あらかじめ監督官と調整し支持を受ける。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。